

『宣記』写本考

Senji 宣記 Manuscript Remarks

NAGAMURA Yoshitomo

長村祥知

序

本稿の課題は、『宣記』写本の系統を論ずることにある。

本稿で考察対象とする『宣記』は、正応元年（一二八八）から嘉暦二年（一三二七）の間の外記系宣下関係文書等二一六点を書写収録した符案である。詳細は別の機会に委ねたいが、『宣記』の編者は洞院公賢（一二九一～一三六〇）と考えられる。なお、国立歴史民俗博物館等が所蔵する広橋兼宣（一二六六～一四二九）の日記『兼宣公記』も別称『宣記』であるが、本稿の考察対象とは同名の異書である。

符案とは、主として朝廷発給文書の本文を部類した案文集であり、原本が残らない案件や時代であっても朝廷文書の発給手続きや保管体制等様々な課題を考える上で貴重な史料となる。^①

『宣記』には宣旨を下す前段階の文書が多数収録されるが、宣旨は古代古文書学の中心的課題の一つであり、^②院政や武家政権が定着した中世においてその作成・伝達経路や機能が口宣と合わせて論点となっている。^③

近世に至っても、数種の中世符案が書写され、口宣・宣旨や口宣案が現実に発給され続けたことから、公家社会で一定の関心は持たれていたといつてよいだろう。

『宣記』は、現存する符案の収録対象としては比較的古い鎌倉時代後期の、従来未紹介の宣下関係文書多数を収める。近年になって筆者が『宣記』の一写本の翻刻を公表したが、^④その本文を引用した研究は管見に入らず、従来は写本の所在も十分に把握されているとは言いがたい。^⑤

本稿では、今後様々な研究分野に資することが期待される『宣記』の基礎的研究として、諸所所蔵写本の書誌情報を整理し、その写本系統について考えたい。なお本稿では、奥書の翻刻には読点を付し、句点・返り点は付さないこととする。

1 持明院本と中院通秀蔵本

『宣記』には複数の写本が確認される。管見の及んだ最古の『宣記』写本は、康正三年（一四五七）の奥書を有する京都文化博物館「持明院家

文書」本（以下、持明院本と称する）であり、諸所所蔵の『宣記』写本はいずれもその転写本と考えられる。まずは持明院本の奥書を検討する。

持明院本 宣記 一冊

京都文化博物館所蔵「持明院家文書」のうち。

楮素紙（強杉原）表紙、外題打付書「宣記」（中央）。袋綴装冊子本、一冊。現状は四つ目綴じ（もと大和綴じか）。縦二七・八^{セシ}、横二一・六^{セシ}。墨付き四五丁。室町時代、康正三年（一四五七）書写、大沢久守筆。

（奥書）

康正三年三月廿九日出来、

此一帖、借請中院前黄門通秀卿、書写之、則

令校合畢、筆者左衛門少尉藤原久守、

權中納言藤（花押）
（山科顯言）

（四五丁裏）

表紙および裏表紙は本来一通の文書を縦に半截してそれぞれの紙背を用い、綴じ目以外の三方を内に折り込む。紙背文書は縦三四・二^{セシ}、横

五一・九^七以上の康正三年（一四五七）正月廿一日「口宣」（五辻泰伸を従五位上に叙す）。

（表紙紙背文書断簡）

康正三年正月廿一日 宣旨

従五位下源泰伸

宜叙従五位上

（裏表紙紙背文書断簡）

『如此^{（四卷）}権中納言藤原顕言奉』

藏人頭左大弁藤原高清奉

持明院本の奥書によれば、本書は中院通秀から借りた一帖を「権中納言藤」が「左衛門少尉藤原久守」に書写・校合せせ、康正三年（一四五七）三月に完成したという。

中院通秀（一四二八〜一四九四）は、彼の日記『十輪院内府記』文明十五年（一四八三）三月三十日条に、洞院公教から洞院公賢の日記『園太曆』を千余疋で購入したことを記している。^⑥通秀は『園太曆』の帙を作成し（『十輪院内府記』文明十六年八月五日条）、目録を取り、^⑦文明十九年（一四八七）二月八日には室町殿足利義尚の所望に応じて見参に入れるなど、『園太曆』を珍重・活用していた様子が窺える。また通秀は、例えば『十輪院内府記』文明十二年（一四八〇）八月五日条に「宣

旨抄染筆」等とあるように、宣旨にも関心を有していた。中院通秀自身も当時の有識の一人であり、洞院公賢の〈知〉に強い関心を有したことからすれば、公賢編の『宣記』を（公賢自筆原本か写本かは不明ながら）入手して然るべき人物である。

中院通秀から底本を借り請けたという「権中納言藤」は、花押から山科顕言（一四二八〜一四六二）に比定できる。⁸⁾ 持明院本の表紙紙背は、反古となった口宣の土代で、ここにも異筆で「如此権中納言藤原顕言奉」とあった。前年の康正二年十月、山科顕言は権中納言に昇進して上卿をつとめる立場となっており、「如此」とあるように、口宣の書様を学んでいたであろう。⁹⁾

持明院本の奥書に、山科顕言の下で「筆者」をつとめたと見える「左衛門少尉藤原久守」は、『山科家礼記』を記した大沢久守（一四三〇〜一四九八）と考えられる。彼は享徳四年（一四五五）三月から文正元年（一四六六）まで左衛門少尉であった（『歴名土代』）。

大沢久守は、山科家領の経営や立花・医療など多方面にわたって山科顕言・言国に仕えたことが知られている。¹⁰⁾ とりわけ重要な点は、大沢久守が日記『山科家礼記』を筆録し、山科家に関わる文書を執筆・発給するなど、¹¹⁾ 文筆においても主家に重きを占めたことであろう。『山科家礼記』康正三年八月七日条には「禁中抄上下、公卿補任六七下」を小槻長興に返し遣わしたとあり、故実や政務に関わる書籍を他家から借用していたことが窺える。¹²⁾

以上から、持明院本の筆者は大沢久守と考えられる。

なお『山科家礼記』は「すべて消息類の裏を返して、二つ折りにし綴にしたもの」といい（註11飯倉論文）、こうした料紙利用の特色は、『宣記』の表紙に口宣の土代を用いていることに通じるかもしれない。ただし『宣記』本文の料紙は反古ではない。

2 諸写本の奥書

次に、持明院本以降の写本の書写経路を考える前提として、諸所所蔵写本の書誌・奥書を整理する。

庭田本 宣記 一冊

宮内庁書陵部所蔵「庭田本」（函架番号・二二六四函六〇七号のうち）。洪刷毛目表紙、外題打付書「宣記」（中央）。袋綴装冊子本、一冊。五つ目綴じ。縦二九・六寸、横二二・三寸。四五丁。江戸時代、元禄十三年（一七〇〇）書写、庭田重條筆。

皇典講究所図書標箋「綾」九三二（表紙左上）。朱文円印「重條」（一丁表）。朱文方印「庭田藏書」（二丁表）。朱文方印「宮内省図書印」（二丁表）。朱文円印「重條」（四五丁裏）。

（奥書）

康正三年三月廿九日出来、

此一帖、借請中院前黄門通秀卿、書写之、則令校合畢、筆者左衛門少尉藤原久守、

権中納言藤判

（四五丁表）

貞享三年之比歟

這一冊、先年借受或人本、急筆透写之、字形随分無相違模之、頃日熟覽之序、文字不審之处、聊付了簡畢、重而求類本、可遂再校者也、

元禄十三歳四月十二日 従二位源（花押）（朱文円印「重條」）
（四五丁裏）

書写奥書に、元禄十三年（一七〇〇）の数年前（「先年」）、傍注によれば貞享三年（一六八六）頃に、庭田重條（一六五〇～一七二五）が「或人」の『宣記』写本を借りて透写したこと、字形も相違なく模したこと、文字が不審なところは自分の考えを書き付けたこと、さらに類本による校訂を期すことが記される。

本奥書が持明院本奥書と同じことから、「或人」所蔵本は持明院本であったと考えられる。もちろん「或人」所蔵本が、後述する柳原本のように書写奥書のない写本だった可能性も否めないが、庭田本は意識して本文の丁数や一行行数・字数・字配りを持明院本に似せたことが窺えるので、持明院本を書写したと考えられる。

なお二六四函六〇七号は二冊からなり、本書とは別の一冊（表紙外題打付書「宣記」下外記部）〔中央〕。縦二八・五寸、横二〇・二寸の内容は『繪旨抄』第一下外記部上・第二下外記部下（「続々群書類従」一七・雑部）とほぼ同じである。

坊城本 宣記 一冊

国立公文書館内閣文庫所蔵坊城家旧蔵本（請求番号…一四七―八五）。国立公文書館デジタルアーカイブ（WEB）でカラー画像を公開。

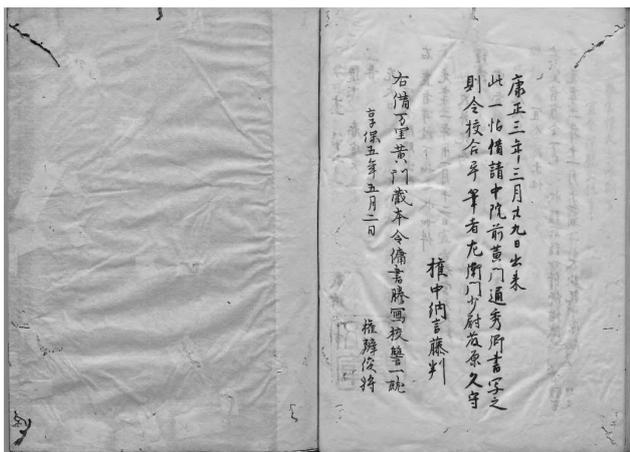
宿紙表紙、外題打付書「宣記」全（左上）。首題「宣記」（第二丁表）。袋綴装冊子本、一冊。四つ目綴じ。縦二七・〇寸、横二〇・〇寸。三三丁。江戸時代、享保五年（一七二〇）書写。

朱文方印「内閣文庫」（二丁表）。朱文方印「坊城藤俊将蔵書之印」（二丁表）。朱文方印「内閣文庫」（三三丁裏）。

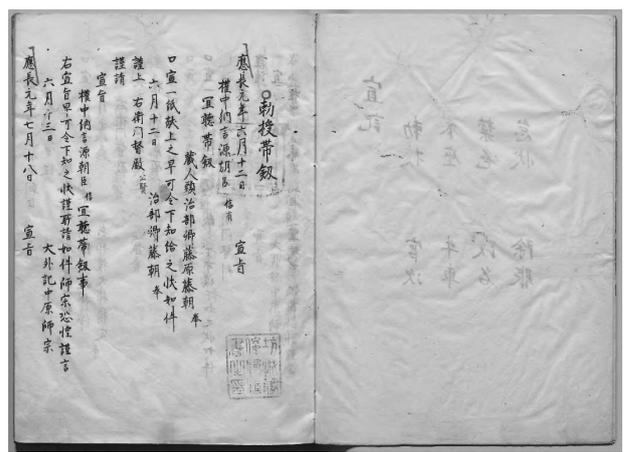
本文全般に朱合点・朱注あり。

（奥書）

康正三年三月廿九日出来、



図版 6 坊城本『宣記』三三丁裏 奥書
国立公文書館内閣文庫



図版 5 坊城本『宣記』二丁表
国立公文書館内閣文庫

此一帖、借請中院前黄門通秀卿、書写之、
則令校合畢、筆者左衛門少尉藤原久守、

権中納言藤判

右、借万里黄門蔵本、令備書謄写校讐一就、

享保五年五月二日

権弁俊将(功殿)

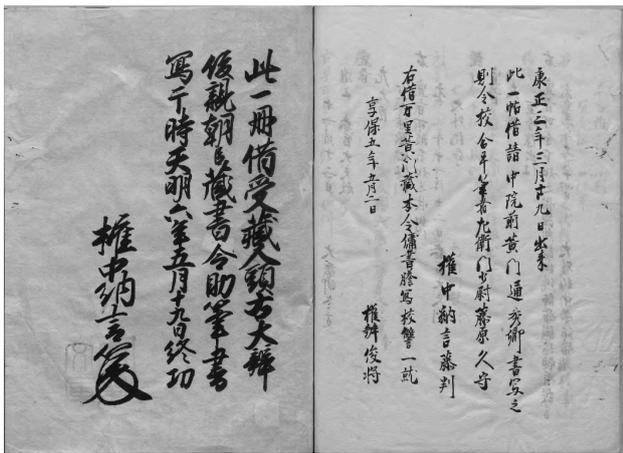
(三三丁裏)

書写奥書によれば、享保五年(一七二〇)に、「万里黄門」すなわち中納言万里小路尚房(一六八二—一七二四)¹⁴の蔵本を借りて、「権弁」すなわち権右中弁坊城俊将(一六九九—一七四九)が人をやとつて謄写、校讐(読み合わせなど)によって文字の誤りを訂正したという。

本奥書が持明院本の奥書と同文であるため、坊城本の底本が持明院本だった可能性、すなわち享保五年時点で万里小路尚房が持明院本を所蔵していた可能性がある。ただし、坊城本の本文の丁数や一面行数・字数・字配りは持明院本と異なるため、それらが万里小路尚房所蔵本の特徵に似せた結果だとすれば、万里小路尚房所蔵本が書写奥書のない写本だった可能性も否めない。

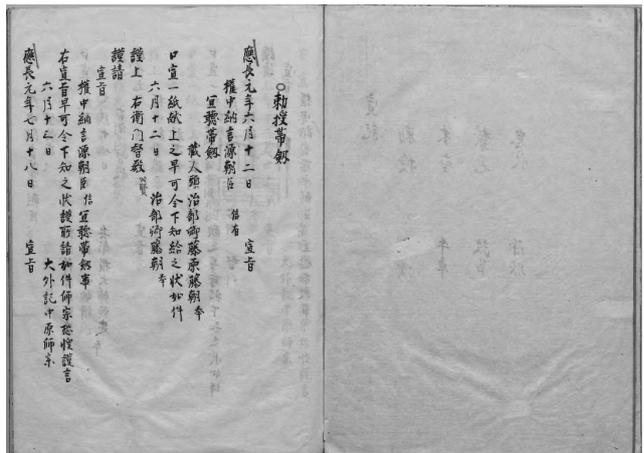
甘露寺本 宣記 一冊

国立公文書館内閣文庫所蔵甘露寺家旧蔵本(請求番号…一四七一八四)。国立公文書館デジタルアーカイブ(WEB)でカラー画像を公開。茶色後補表紙、外題貼紙題箋「宣記」(左上)。宿紙原表紙、外題打付書「宣記」(左上)。首題「宣記」(第一丁表)。袋綴装冊子本、一冊。四つ目綴じ。縦二七・〇センチ、横二〇・〇センチ。三三丁。江戸時代、天明六年(一七八六)書写、「権中納言」(甘露寺篤長か)筆。
朱文笹紋飾枠角丸長方印「甘露寺蔵書」(二丁表)。朱文方印「内閣文庫」(二丁表)。朱文方印「内閣文庫」(三三丁裏)。
本文全般に朱合点・朱注あり。



図版 8 甘露寺本『宣記』三三丁裏・三二丁表 奥書

国立公文書館内閣文庫



図版 7 甘露寺本『宣記』二丁表

国立公文書館内閣文庫

(奥書)

康正三年三月廿九日出来、

此一帖、借請中院前黄門通秀卿、書写之、
則令校合畢、筆者左衛門少尉藤原久守、

權中納言藤判

右、借万里黄門藏本、令備書謄写校讐一就、

享保五年五月二日 權弁俊将

(三二丁裏)

此一冊、借受藏人頭右大弁

(坊城)俊親朝臣藏書、令助筆書

写、于時天明六年五月十九日終功、

權中納言(花押)

(三二丁表)

書写奥書によれば、天明六年(一七八六)に、「藏人頭右大弁」坊城俊親(一七五七〜一八〇〇)の藏書を借り受けて、「權中納言」(甘露寺篤長(一七四九〜一八二二)か)が加筆書写したという。

本奥書が坊城本と同文であり、本文の丁数や一面行数・字数・字配りも坊城本に似せたことが窺えるので、甘露寺本の底本は坊城本と考えられる。

柳原本 宣記 一冊

西尾市岩瀬文庫所藏(函号…一一五―三七のうち)。

宿紙表紙、外題打付書「宣記」(中央)。袋綴装冊子本、一冊。大和綴じ。

縦二七・一_{ナシ}、横二二・五_{ナシ}。四四丁。江戸時代書写、柳原紀光筆か。

朱文方印「岩瀬文庫」(二丁表)。白文朱方印「柳原庫」(二丁表)。

(奥書)

康正三年三月廿九日出来、

此一帖、借請中院前黄門通秀卿、書写之、則

令校合畢、筆者左衛門少尉藤原久守、
権中納言藤判 (裏表紙見返し)

柳原本の奥書は、持明院本と同文の本奥書のみであり、書写奥書がない。ただし、柳原本の本文は、意識して丁数や一行行数・字数・字配りを持明院本に似せたことが窺え(双方の図版を参照)、持明院本を書写したと考えられる。

その筆者について、西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース(WEBで公開)は「古写本を比較的忠実に模写した本。柳原紀光書写本か」とする。

柳原紀光(一七四六～一八〇〇)が編んだ『続史愚抄』(新訂増補国史大系)では、「宣記」を典拠とする記事が複数あり、彼が『宣記』を閲読したことは確実であろう。以下に「宣記」を典拠とする『続史愚抄』の日条と、『宣記』の該当部と考えられる文書番号を挙げる。

延慶二年(一三〇九) 四月廿三日条…『宣記』怠状 No.169～No.179
応長元年(一三二一) 十月三十日条…『宣記』牛車 No.74
文保元年(一三二七) 十一月廿九日条…『宣記』牛車 No.75～No.79
文保二年(一三二八) 十月二日条…『宣記』怠状 No.180～No.193
元応元年(一三二九) 十一月三日条…『宣記』怠状 No.194～No.201
正和三年(一三二四) 十月廿一日条…『宣記』禁色 No.115¹⁶⁾

勸修寺本 宣記 一冊

京都大学総合博物館所蔵勸修寺家旧蔵本。

宿紙表紙、外題打付書「宣記」(中央)、貼紙「京」(右上)。内題「宣記」(第二丁表)。袋綴装冊子本、一冊。大和綴じ。縦二六・八^{セ)}、横二〇・二^{セ)}。四六丁。江戸時代、安永三年(一七七四)書写、勸修寺経逸筆。

朱文四周竹笹長方印「勸修寺」(三丁表)。

紙片一紙(縦一九・八×横四五・五^{セ)}。書写した「宣下案」類を書き上げたもの)をはさむ。

(奥書)

康正三年三月廿九日出來、

此一帖、借請中院前黃門通秀卿、書写之、則
令校合畢、筆者左衛門少尉藤原久守、

権中納言藤判

(四六丁裏)

以日野新中納言本書写之、

(柳原紀光)
安永三年四月右中弁(花押)

(四六丁裏)

書写奥書によれば、安永三年(一七七四)に「日野新中納言」柳原紀光¹⁷⁾の本を底本として「右中弁」勸修寺経逸(一七四八～一八〇五)が書写したのが勸修寺本である。勸修寺本の底本である「日野新中納言本」は柳原本と考えられる。¹⁸⁾

勸修寺本は、意識して丁数や一行行数・字数・字配りを持明院本・柳原本に似せたことが窺え、奥書から柳原本を書写したと考えられる。

3 諸写本の関係

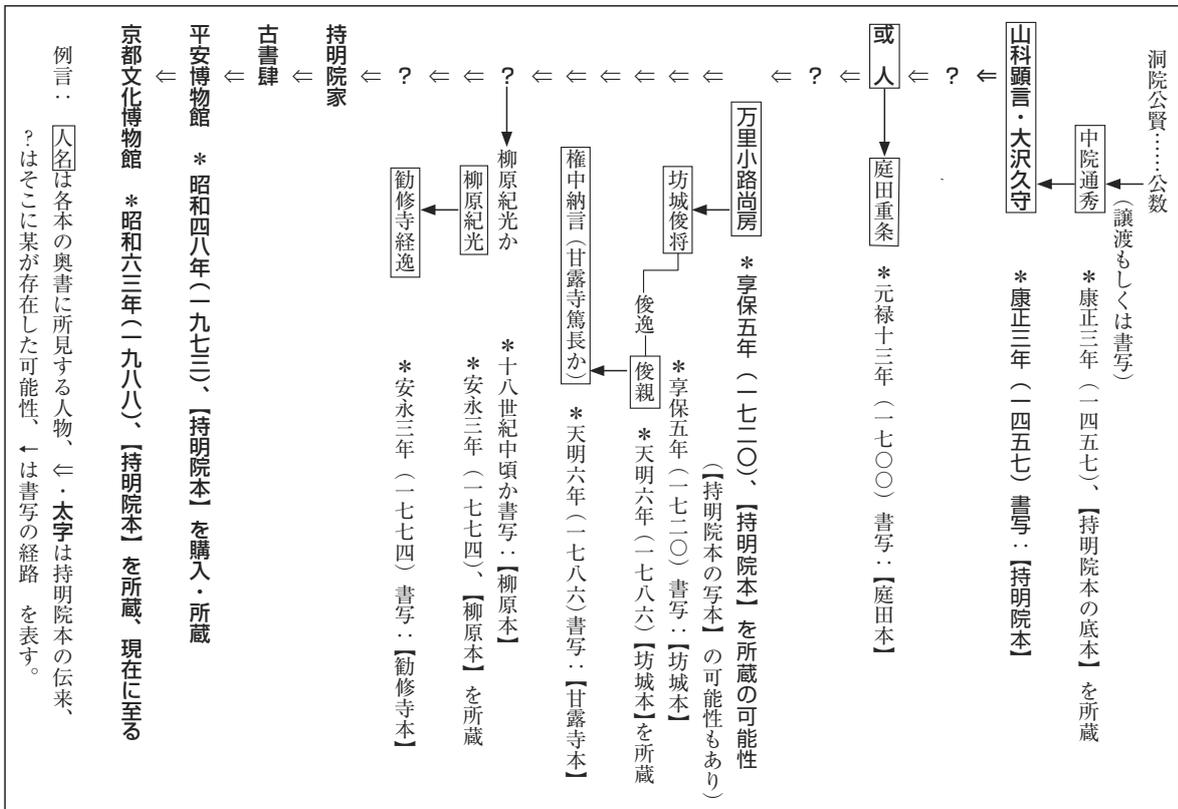
既述の各写本の奥書から、近世における『宣記』の書写といくつかの写本の伝来が明らかとなる。

現在確認される諸写本のなかで祖本に位置するのは持明院本である。

元禄十三年(一七〇〇)の数年前、貞享三年(一六八六)頃に、庭田重條が「或人」の『宣記』写本を借りて筆写したのが庭田本であった。「或人」所蔵本は持明院本であったと考えられる。

続いて、庭田本奥書所見の「或人」との関係は不明ながら、坊城本の奥書から、享保五年(一七二〇)時点で万里小路尚房が持明院本を所

図 『宣記』の書写と持明院本の伝来



蔵していた可能性がある。ただし、万里小路尚房が所蔵していたのは、書写奥書のない写本だった可能性も否めない。

いずれにせよ、この万里小路尚房の蔵本を借り受けて坊城俊将が享保五年（一七二〇）に書写させたのが坊城本である。坊城本は、のちに坊城俊将の孫俊親の蔵書となった。坊城本を天明六年（一七八六）に「権中納言」（甘露寺篤長か）が書写したものが甘露寺本である。

その後の持明院本の所蔵者は分明ではないが、十八世紀中頃に、おそらく柳原紀光（一七四六〜一八〇〇）が、持明院本を底本として柳原本を書写している。安永三年（一七七四）に柳原紀光蔵本を底本として勸修寺経逸が書写したのが勸修寺本である。勸修寺本の底本となった柳原紀光蔵本は柳原本と考えられる。

以上のごとく、現在確認できる『宣記』写本の祖本は持明院本であり、さらに、A庭田本、B坊城本・甘露寺本、C柳原本・勸修寺本の三系統に分類できることが明らかとなった。

持明院本が持明院家に伝わった経緯については、様々な可能性が想定されるものの、未詳とせざるをえない。やがて持明院本『宣記』を含む「持明院家文書」一括は、古書肆を経て昭和四十八年（一九七三）に平安博物館の所蔵に帰した。昭和六十三年（一九八八）の平安博物館閉館により、「持明院家文書」一括は同年開館の京都文化博物館に移管されて現在に至る。

藤原氏北家頼宗流の持明院家は羽林家の家格を有した中級貴族で、中近世には入木道（書道）・鷹・神楽を家業とした。京都文化博物館蔵「持明院家文書」一括は、持明院家の家業の一つである神楽に関わる近世書写の典籍類が多くを占めており、『宣記』は内容・書写年代ともにやや異質である。そのため、現存する資料群の構成から『宣記』が持明院家に流入した経緯を考えることも難しい。これらについては後日の検討を期したい。

結

以上、本稿では、『宣記』の書写と伝来を論じ、①康正三年（一四五七）の奥書を有する持明院本が最古の写本で、山科顯言の下で大沢久守が書写したこと、江戸時代に万里小路尚房が所蔵していた可能性があること、②現在確認できる諸所蔵の『宣記』写本は、いずれも康正三年（一四五七）書写の持明院本の転写本であり、さらにA庭田本、B坊城本・甘露寺本、C柳原本・勸修寺本の三系統に分類できることが明らかとなった。

鎌倉後期朝廷文書の「部類記」である『宣記』が近世まで書写を重ねられたところに、中世文書の生命力が感じられる。古典籍を扱った本稿が、共同研究の主題である中世文書研究の一助となることを期待するものである。

〔付記〕持明院本の画像は、東京大学史料編纂所特定共同研究「9・10世紀古文書に関する史料学情報の総合化研究」（研究代表者：山口英男）および科学研究費補助金基盤研究（S）「日本目録学の基盤確立と古典学研究支援ツールの拡充」（研究代表者：田島公）の成果の一部であり、京都文化博物館の提供による。坊城本・甘露寺本の画像は国立公文書館デジタルアーカイブ（WEB）による。柳原本の画像は西尾市石瀬文庫の提供による。実物調査・写真撮影・画像提供に御協力を賜った各機関担当者に謝意を表す。

註

- (1) 符案については、今岡典和・吉川真司「勸修寺家文書調査の成果と課題」（朝尾直弘代表「中・近世公家文書の研究」科学研究費補助金研究成果報告書、一九九四年）、末柄豊代表「室町・戦国期の符案に関する基礎的研究」（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇六年）参照。
- (2) 早川庄八「宣旨試論」（岩波書店、一九九〇年）等。中世文書論の立場から早川説を整理・検討した富田正弘「古代文書様式の中世への展開①」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一九二、二〇一四年）も参照。
- (3) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷」（同「中世公家政治文書論」吉川弘文館、二〇二二年。初出一九七九・一九八〇年）、五味文彦「宣旨類」（同「院政期社会の研究」山川出版社、一九八四年。初出一九八三年）等。
- (4) 長村祥知「翻刻『宣記』」（『朱雀』二八、二〇一六年）。以下、『宣記』所収文書を指す場合は、当該拙稿で付した文書番号（No.〇）を用い、適宜「宣記」意識No.169のごとく、No.〇の上に『宣記』の標目上の区分を並記する。
また恥ずかしながら同稿には校正漏れが複数存する。「奉」か「奉」か等の字の大きさは置くとし、内容解釈に関わる以下の点は訂正させて頂きたい。
No.15（充名） 誤：「謹上 右衛門督殿」↓正：「謹上 左衛門督殿」
No.43（月日） 誤：「十月八日」↓正：「十一月八日」
No.127（差出） 誤：「大外記中原師宗請文」↓正：「大外記中原師宗請文」
(5) 「国書総目録 五」（岩波書店、一九六七年）には、『宣記』の写本として「内閣（享保五写）（天明六写）」が挙がるのみである。これは国立公文書館内閣文庫の甘露寺本と坊城本を指す。
また東京大学史料編纂所架蔵写真帳（請求記号G86.203）「両曲伝授（持明院家旧蔵）」に、『宣記』を含む平安博物館所蔵（当時。現在は京都文化博物館所蔵）「持明院家文書」の主要部分の紙焼きが収められている。その撮影の業務報告として村井章介・吉田早苗「平安博物館所蔵史料の調査・撮影」（『東京大学史料編纂所報』二一、一九八六年）がある。
- (6) 公数以後の洞院家文書の書写・流布については西山恵子「中世の公家と家文書」（『京都市歴史資料館紀要』三、一九八六年）参照。
- (7) 「十輪院内府記」文明十七年四月廿五日条等。「園太曆目録」（『史料纂集 園太曆七』所収）が現代に伝わる。
- (8) 末柄豊氏の御教示による。
- (9) 口宣という場合、一般には職事が「年月日」「内容」「奉者」を記した様式の本書を指すが、同様式で上卿が「奉者」となる文書の実例が知られている（註3富

田論文二四五頁・二八六頁)。確かに、戦事の口宣を受けて上卿が奉じた口宣の写は『宣記』にも多数収録されており (No. 6・No. 11・No. 16等)、太政官の伝宣において一定程度使用されていたと考えられる。そのため、山階顕言が上卿作法の一環として口宣の書様を学んでいたとしても、異とするには及ばない。

(10) 菅原正子 「山科家領荘園の研究」 (同「中世公家の経済と文化」吉川弘文館、一九九八年) 一〇九頁以下。菅原正子「山科家の家司大沢久守と山城国山科東荘」 (同「中世の武家と公家の「家」」吉川弘文館、二〇〇七年)。小森崇弘「山科家と「たて花」」 (同「戦国期禁裏と公家社会の文化史」小森崇弘著書刊行委員会、二〇一〇年。初出二〇〇五年)。米澤洋子「室町・戦国期の山科家の医療と「家業」の形成」 (『医療の社会史』思文閣出版、二〇一三年) 九三頁以下。

(11) 飯倉晴武 「山科家礼記について」 (同「日本中世の政治と史料」吉川弘文館、二〇〇三年。初出「解題」 (『史料纂集 山科家礼記 五』一九七三年))。

現存する『山科家礼記』は三人の筆跡からなり、そのうちの一人が大沢久守である。持明院本『宣記』の筆跡 (例えば本稿に図版を掲示した標目・本文冒頭 (二丁裏・二丁表) 参照) と、大沢久守筆とされる宮内庁書陵部所蔵『山科家礼記』康正三年記 (書陵部所蔵資料目録・画像公開システム (WEB) で公開) の筆跡とを比較検討したが、同筆か異筆かの判断がつかなかった。識者のご教示を待ちたい。

(12) 註10菅原論文、註11飯倉論文参照。

(13) 「公卿補任」の書写は、『山科家礼記』康正三年九月十三日条・十一月廿三日条にも所見する。

(14) 『公卿補任』によれば、尚房は正徳四年 (一七二四) 五月に権中納言に補任され、享保七年 (一七二二) 十二月に権大納言となるまで在任していた。

(15) 両者の貸借は他にも見出せる。例えば白根靖大「東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『台記』の初歩的考察」 (『中央史学』四二、二〇一九年) によれば、国立公文書館内閣文庫所蔵坊城家本『台記』も、万里小路尚房の所蔵本を享保八年 (一七二三) に坊城俊将が借用・書写したものである。

(16) 『統史愚抄』正和三年 (一三二四) 十月廿一日条には「被_レ行_二臨時除目_一 (〇宣記)」とある。この日付を持つ文書は『宣記』に見出せないが、正和三年十月の藤原実忠の禁色勅許に関する一連の文書である『宣記』禁色 No. III (19) のうち、No. 11に「今日、侍従藤原実忠禁色宣旨到来候。即欲_レ進_二上請文_一候処、件人去廿一日除目被_レ任_二左中将_一候歟」とあって、十月廿一日に除目が行われたことが示されている。

(17) 人名比定の根拠は、『公卿補任』安永三年 (一七七四) 条冒頭に「二月一日春日祭。上卿日野新中納言」とあり、同年の権中納言従三位に「同 (藤) 紀光……二月春日祭上卿」とあるによる。柳原家は藤原氏日野家の庶流である。

(18) この文言を、安永三年 (一七七四) 時点で柳原紀光が所蔵していた持明院本と解する可能性も否定はできない。しかし、柳原紀光が、自身ですでに所蔵している中世写本をさらに新写 (柳原本を作成するという可能性は高くはないと思われる)。

(京都府京都文化博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年七月九日審査終了)